

一般財団法人本多日生記念財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人本多日生記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区滝野川二丁目36番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、明治・大正・昭和期に日蓮教学を中心とする仏教教義を講明して日本の仏教界の発展のために多大の貢献を寄せた本多日生上人により設立された統一団を淵源とするもので、仏教文化の現代的理解を促進し、仏教文化資源を擁護・蒐集・公開し、仏教による国際文化の交流に寄与し、もって人類平和社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 近現代関係資料の蒐集及び保管と公開
- (2) 仏教書編集の技術提供及び人材育成
- (3) 講演・講習会の開催及び海外仏教徒の活動支援
- (4) 機関誌・出版物等の刊行
- (5) 前各号に附帯する一切の事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として定めた財産若しくは評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

（評議員）

第9条 この法人に評議員3名以上12名以内を置く。

（任期）

- 第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
 - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第11条 評議員に対して1日当たり10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第13条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類等の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必

要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 15 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事或いは評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事或いは評議員の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 17 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名が、議長とともに記名押印又は署名する。

第 6 章 役員等

(役員を設置)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 12 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。
3 理事長以外の理事のうち、常務理事を業務執行理事とする。
4 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。
2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を支弁することができる。

(顧問)

第 25 条 この法人は、顧問を若干名置くことができる。
2 顧問は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。
3 顧問の任期は 4 年とする。ただし、再任は妨げない。
4 顧問は、この法人に特に功労のあった者のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
5 顧問は、理事及び評議員を兼務しない。
6 顧問には、その職務に要する費用を弁償することができる。
7 顧問に関し必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第 7 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席

し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 31 条 この法人は、事業を広く普及するために、次の種別の会員を置く。

- (1) 特別維持会員 この法人の趣旨に賛同し、理事 2 名以上の推薦をもって理事会の承認を受け維持会費を納め、この法人の事業立案企画等に携わる資格を有する者。
- (2) 購読賛助会員 この法人が刊行する機関誌の購読を希望する者。

- 2 会員は、この法人が刊行する機関誌の配布及び図書の優先的頒布案内を受けることができる。

(資格の喪失)

第 32 条 各会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 特別維持会員

- ① 脱会届を提出し、それをこの法人が受理したとき。
- ② 維持費を著しく滞納し、理事会が除名の必要を認めたとき。
- ③ この法人の趣旨目的に反する行為のあったとき。
- ④ 死亡、失踪、又はこの法人の解散。

(2) 購読賛助会員

- ① 機関誌の購読中止の意思をこの法人に伝えた時
- ② 死亡、失踪、又はこの法人の解散。

- 2 会員は、理事会で別に定める会費を納めるものとする。
- 3 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。
- 4 会員に関し必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 34 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 36 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 37 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行なったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、和賀正道とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
池田 隆 歌 芳明 岩野 玉樹 池田雅一 村田 瑛 今村 隆圭